

平成 19 年 2 月 26 日制定

平成 26 年 10 月 28 日改正(い)

建築材料品質性能評価業務方法書

第 1 条 適用範囲

本業務方法書は、膜材料、テント倉庫用膜材料及び膜構造用フィルム（以下「膜材料等」という。）その他これらに関連する建築材料に関する建築基準法第 37 条第二号の認定に係る性能評価に適用する。(い)

第 2 条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は次のとおりとする。様式 0 1 以外の様式その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1) 性能評価申請書（様式 0 1）
- (2) 建築材料の概要・適用範囲が記載された図書
- (3) 建築材料品質基準に係る材料特性が記載された図書
- (4) 材料特性に関する統計的データ
- (5) 統計的データを作成するために実施した試験に関する事項が記載された図書
- (6) 品質管理に関する次の図書（ 1）の③、2）の②から⑨までについては、関連する社内規格の名称が明示されたもの）
 - 1) 申請に係る建築材料を製造する工場等に関する事項が記載された図書
 - ① 経営指針（品質管理に関する事項を含むもの）（平成 12 年建設省告示第 1446 号（以下「告示」という。）第三第 2 項の基準による場合には、記載することを要しない。）
 - ② 組織図（全社的なものを含む、かつ、品質管理推進責任者の位置づけが明確にされたもの）
 - ③ 就業者に対する教育訓練等の概要（告示第三第 2 項の基準による場合には、記載することを要しない。）
 - 2) 申請に係る建築材料の生産に関する事項が記載された図書
 - ① 社内規格一覧表
 - ② 製品の品質特性及び品質管理の概要（保管に関するものを含む）
 - ③ 主要資材の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質並びに品質確保の方法（保管に関するものを含む）の概要
 - ④ 製造工程の概要図

- ⑤ 工程中における品質管理の概要
 - ⑥ 主要製造設備及びその管理の概要
 - ⑦ 主要検査設備及びその管理の概要
 - ⑧ 外注状況及び外注管理の概要
 - ⑨ 苦情処理の概要
- 3) 申請に係る建築材料に係る品質管理推進責任者に関する事項が記載された図書
- ① 氏名及び職名
 - ② 申請に係る建築材料の製造に必要な技術に関する実務経験
 - ③ 品質管理に関する実務経験及び専門知識の習得状況
- 4) 主要な社内規格及び品質管理記録
- ① 検査(告示別表第三(ろ)欄に掲げる検査項目の検査に限る。③において同じ。)、製造、運搬及び保管方法を規定した社内規格又はその概要版
 - ② その他の品質管理、その組織的運営並びに品質管理推進責任者の選任及び職務遂行に関する事項を規定した社内規格又はその概要版
 - ③ 検査に係る記録の抜粋及びそれに係る統計的データ
 - ④ 検査、運搬、保管、その他の品質管理、その組織的運営並びに品質管理推進責任者の選任及び職務遂行に関する事項に係る記録の抜粋
- 5) 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、JIS Q9001の規定に適合していることを証する書面(告示第三第2項の基準による場合に限る。)
- 6) なお、申請内容が告示別表第二(は)欄に掲げる測定方法等及び別表第三(は)欄に掲げる検査方法のうち、同等以上に測定ができる等とする内容を含む場合は、別添様式「告示との比較表」を作成する。

第3条 評価方法

1 評価の実施

- 1) 評価員は、第2条に定める図書を用い第2項に示す評価基準に従って評価を行う。
- 2) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。

2 評価基準

告示第三第1項又は第2項に規定されている品質に関する技術的基準の項目について、評価を行う。

(1) 告示第三第1項の基準による場合

以下の1)から6)までの項目について評価を行う。

- 1) 申請に係る建築材料の品質が、告示別表第二(は)欄に掲げる測定方法等により

確認された同表（ろ）に掲げる品質基準に適合するか否かの評価

【判定基準】

- ① 材料特性に関する統計的データが、告示別表第二（は）欄に掲げる測定方法等によって作成されていること。
 - ② 強度等の基準値については、適切な標本数の統計的データに基づき、製品の品質のばらつきを考慮して適切に設定されたものであること。
 - ③ 告示別表第二（ろ）欄に掲げる品質基準に上限値又は下限値が規定されているものにあつては、設定された基準値は当該値を満足するものであること。
- 2) 告示別表第三（ろ）欄に掲げる検査項目について、同表は（は）欄に掲げる検査方法により検査が行われているかの評価

【判定基準】

- ① 所定の社内規格に、別表第三（ろ）欄に掲げる検査項目の検査方法として、同表（は）欄に掲げる検査方法が規定されていること。
 - ② ①の社内規格に基づいて実施された検査の記録があること。
 - ③ ②の記録に係る統計的データからみて、申請に係る建築材料の品質の安定度が高いこと。
- 3) 申請に係る建築材料の品質が、告示別表第二の（ろ）欄に掲げる品質基準に適合するよう、適切な方法により、製造、運搬及び保管がなされているか否かの評価

【判定基準】

- ① 申請に係る建築材料の品質が、別表第二（ろ）欄に掲げる品質基準に適合するために必要な製造、運搬及び保管の方法が、所定の社内規格に規定されていること。
 - ② ①の社内規格に基づいて実施された製造、運搬及び保管の記録があること。
- 4) 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有しているか否かの評価

【判定基準】

- ① 告示別表第三（は）欄に掲げる検査方法により検査を行うために必要な検査設備の仕様（形式、機能、容量、精度など）が、所定の社内規格に規定されていること。
 - ② 検査設備として、①の社内規格に定められた仕様に合致したものが納品された記録があること。
- 5) 告示第三第1項第五号および第六号イに掲げるところにより、品質管理及びその組織的運営が行われているか否かの評価

【判定基準】

- ① 告示第三第1項第五号及び第六号イに掲げる事項が、所定の社内規格にもれなく規定されていること。
 - ② ①の社内規格に基づいて実施された記録があること。
- 6) 告示第三第1項第六号ロに掲げるところにより、品質管理推進責任者の選任及び職務遂行が行われているか否かの評価

【判定基準】

- ① 告示第三第1項第六号ロに掲げる事項が、所定の社内規格にもれなく規定されていること。
- ② ①の社内規格に基づいて、品質管理推進責任者を選任し、職務を行わせている記録があること。

(2) 告示第三第2項の基準による場合

以下の7) から9) までの項目について評価を行う。

- 7) 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、JIS Q9001 の規定に適合しているか否かの評価

【判定基準】

- ① 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、JIS Q9001 の規定に適合していることを証する 書面があること。
- 8) 告示第三第1項第一号から第四号まで及び第六号ロの基準に適合しているか否かの評価

【判定基準】

- ① 評価項目1) から4) まで及び6) の判定基準を満たしていること。
- 9) 製造する建築材料の品質基準並びに検査項目及び検査方法に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、製品について建築材料の品質基準に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われているか否かの評価

【判定基準】

- ① 申請に係る建築材料について、告示別表第二(ろ)欄に掲げる品質基準並びに別表第三(ろ)欄及び(は)欄に掲げる検査項目及び検査方法が、所定の社内規格に規定されていること。
- ② ①の社内規格に基づいて実施された検査及び保管の記録があること。

第4条 性能評価書

性能評価書は、次の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名(会社名、代表者名、住所)
- (3) 件名
- (4) 評価範囲
- (5) 評価内容(審査内容) 概略
- (6) 評価結果
- (7) 評価員名
- (8) その他評価過程で性能評価書に記述が必要と考えられる事項